

2017. 3. 16

知財高裁判決紹介

平成27年(行ケ)第10094号審決取消請求事件

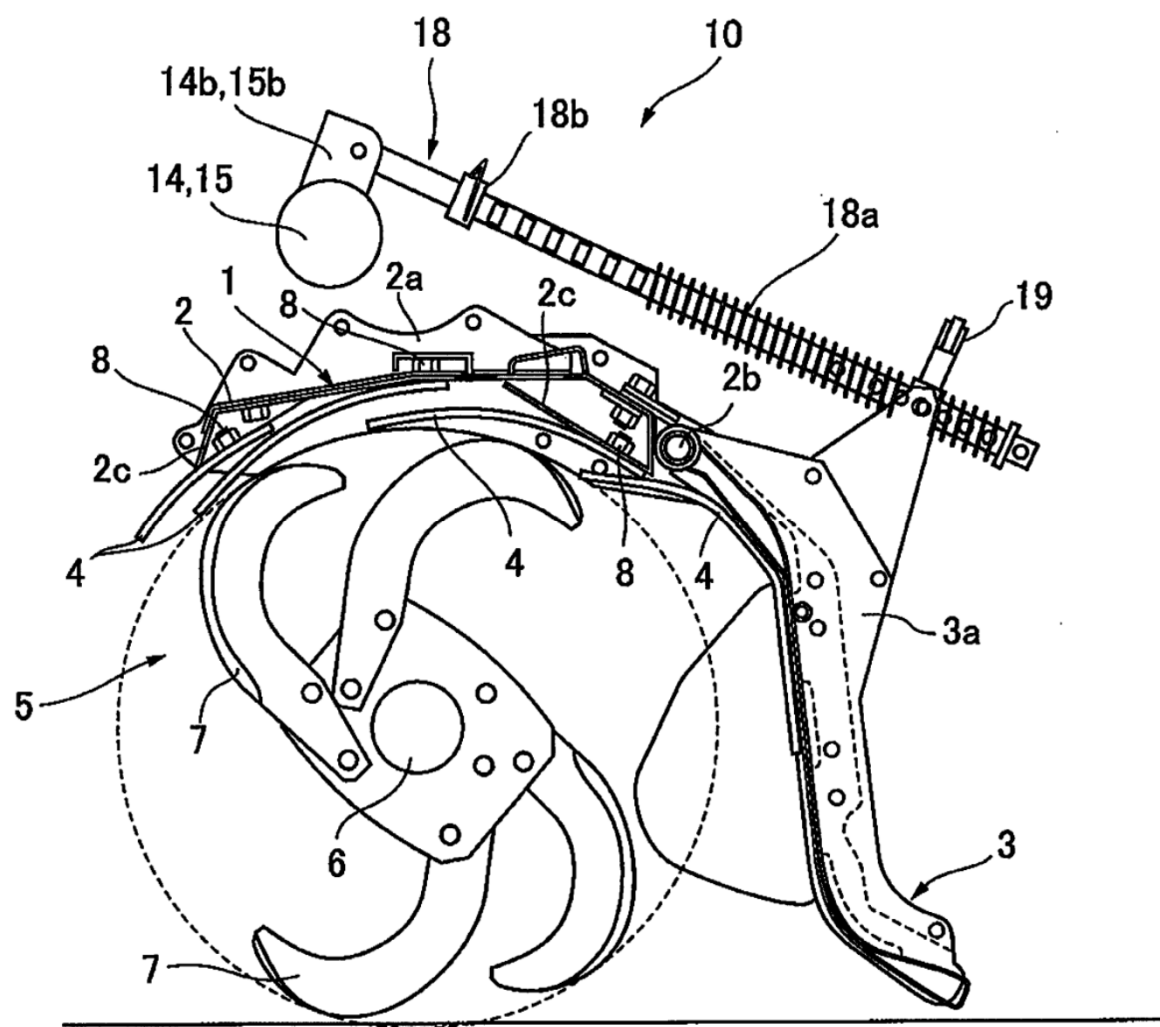
中村合同特許法律事務所

弁理士： 磯貝克臣

本件の経緯

- H20. 10. 15 特許出願
(特願2008－266269号)
(特願2008－81313号(H20. 3. 26出願)の分割出願として)
- H24. 11. 27 拒絶理由通知書(引用例1)
- H25. 1. 25 意見書・補正書
- H25. 7. 2 拒絶査定
- H25. 9. 25 審判請求書・補正書
- H25. 12. 10 特許査定
- H26. 5. 2 無効審判請求
- H27. 2. 17 訂正請求
- H27. 4. 10 無効審決
- H27. 5. 14 審決取消訴訟提起
- H28. 3. 30 判決言渡

本件発明について(1)



本件発明について(2)

- トラクタの後部に装着され、トラクタと共に走行する作業機本体(10)に支持される作業ロータ(5)と、その上方を覆うシールドカバー本体(2)とその進行方向後方側に連結され、前記作業ロータの後方を覆うエプロン(3)を有するシールドカバー(1)を備えるロータリ作業機において、
- その進行方向後方側の位置で固定され、その進行方向前方側の端部から前記後方側の位置までの区間が自由な状態であり、前記端部寄りの部分が自重で垂れ下がる、弾性を有する土除け材(4)が、
- 前記シールドカバー本体の前記作業ロータ側の面に2枚以上固定され、るとともに、前記エプロンの前記作業ロータ側の面に1枚以上固定され、
- 前記土除け材は前記シールドカバー本体と前記エプロンの周方向に隣接して複数枚配置され、
- 前記土除け材の内、前記シールドカバー本体に固定された各土除け材の固定位置すべてが、隣接する他の土除け材と互いに重なっている
- ことを特徴とするロータリ作業機のシールドカバー。

本件発明の「自重で垂れ下がる」(1)

本件発明の課題

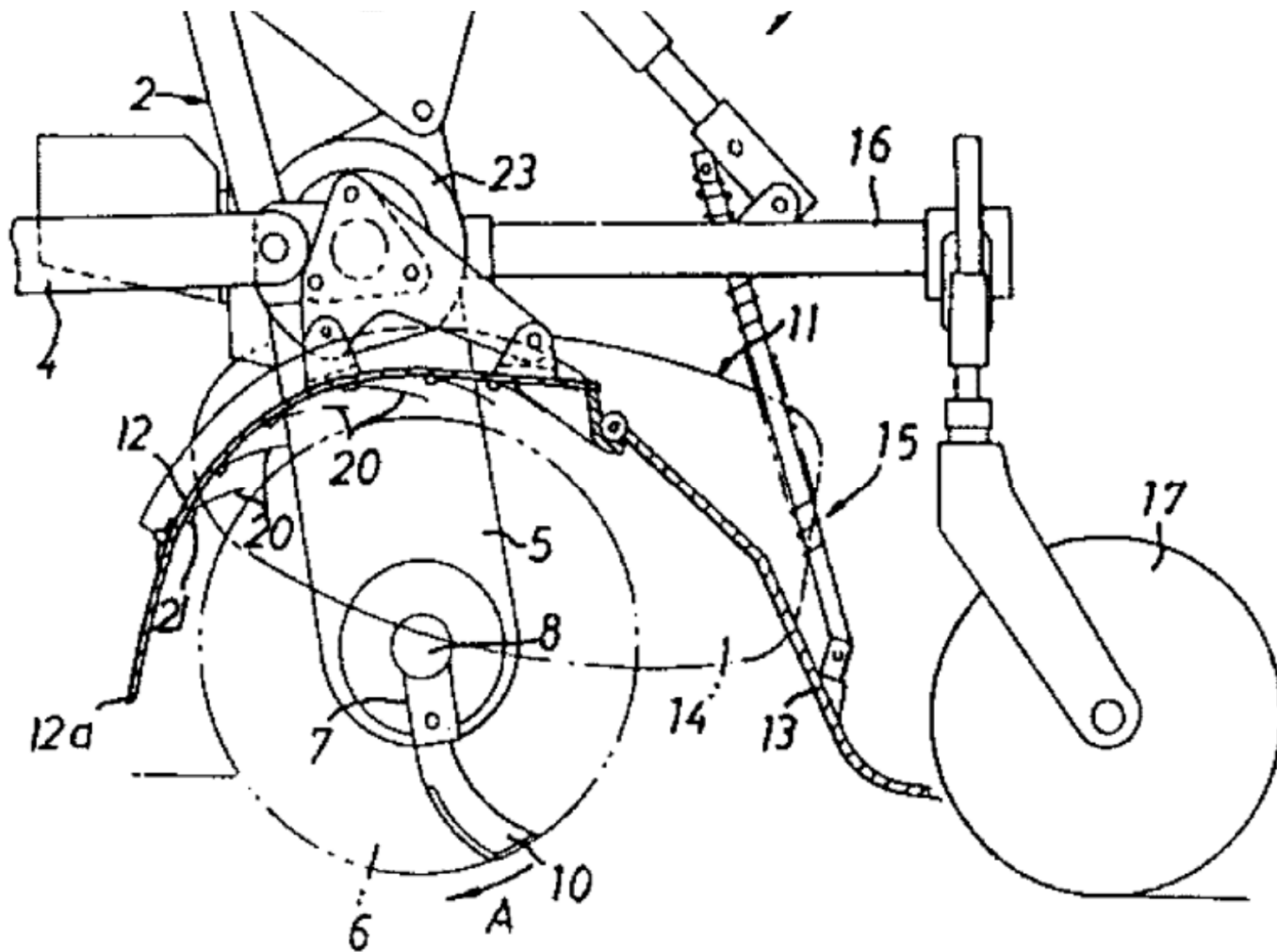
- 【0006】特許文献1のようにシールドカバーの内周面に例えばゴム製の付着防止板を固定した場合、付着防止板に付着した土砂は作業機の走行中の振動によってある程度、土砂が付着した時点で、自重で落下することを期待することはできる。
- 【0007】しかしながら、特許文献1では付着防止板を幅方向、すなわちシールドカバーの周方向の両側位置でシールドカバーに固定していることから(段落0017)、付着防止板自体がシールドカバーから独立して振動を起こしにくいいため、効果的に土砂を落下させることは難しい。付着防止板は固定位置以外の間部では振動することができるものの、両側が固定されている以上、振動の自由度が低いことによる。
- 【0008】特に土砂は付着防止板の中では振動しない、ボルト等による固定位置に集中的に付着していく傾向があるため、固定位置では付着防止板自身による土砂の除去効果を期待することができない。

本件発明の「自重で垂れ下がる」(2)

本件発明の作用

- 【0016】土除け材の固定位置はそれ自身の振動によっても振動を生じない箇所であるから、付着した土砂が落下しにくく、土砂が堆積し易い。そこで、前方側の土除け材の固定位置を後方側の土除け材が覆うことで、または逆に後方側の土除け材の固定位置を前方側の土除け材が覆うことで、固定位置への土砂の付着自体を生じにくくすることができる。この結果、振動による落下を期待するまでもなく、土砂を落下させる必要がない状態を得ることが可能になる。
- 【0017】土除け材がその周方向一方側の位置で固定されることで、他方の端部側が自由な状態にあるため、土除け材は固定位置を固定端部として作業ロータの半径方向に自由に振動することができる。
- 【0018】土除け材がその周方向の一端で固定され、他端側が自由になることで、作業機本体の振動に起因して発生する振動時の振幅が最大限、発揮されるため、付着した土砂の落下を誘発する効果が高まり、土砂の付着と堆積を回避する効果が得られる。従って土除け材は固定位置を除き、土除け材の全周に亘って土砂の付着防止効果を発揮する。土除け材に付着した土砂は土除け材自身の振動による他、ロータリ軸の回転と共に回転する爪が搔き落とすことによっても土除け材から落下する。

引用例1について(1)



引用例1について(2)

相違点(当事者間に争いが無い)

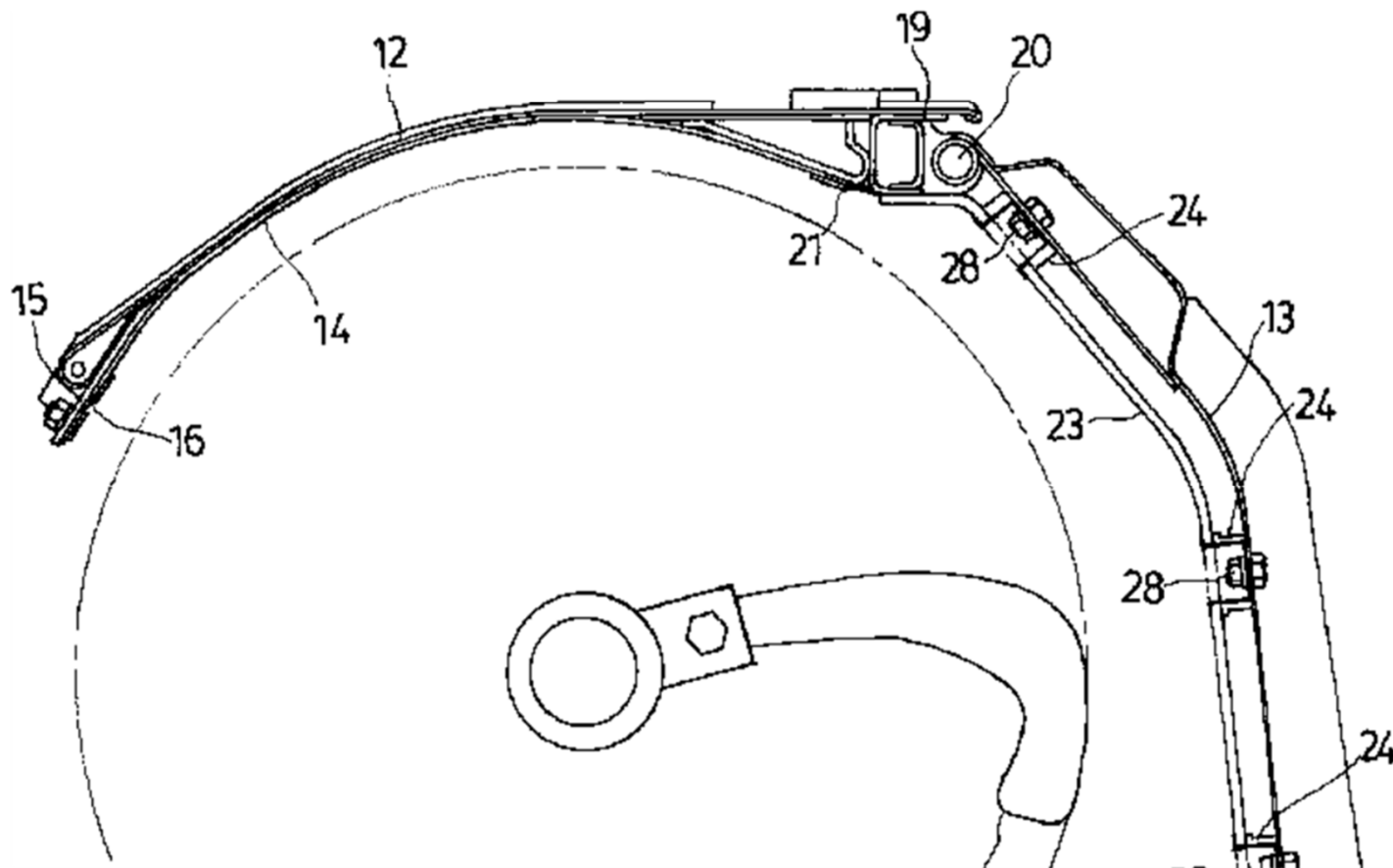
- 本件発明1では、「その進行方向後方側の位置で固定され、その進行方向前方側の端部から前記後方側の位置までの区間が自由な状態であり、前記端部寄りの部分が自重で垂れ下がる、弾性を有する土除け材が、」「前記エプロンの前記作業ロータ側の面に1枚以上固定され」、シールドカバー本体とエプロンに固定された土除け材はシールドカバー本体とエプロンの周方向に隣接して配置され、シールドカバー本体に固定された進行方向において最も後方側の土除け材の固定位置が、隣接するエプロンに固定された土除け材と互いに重なっているのに対し、
- 引用発明1では、エプロン側に土除け材がなく、そのような構成を有していない点。

方向についての補足（引用例1）

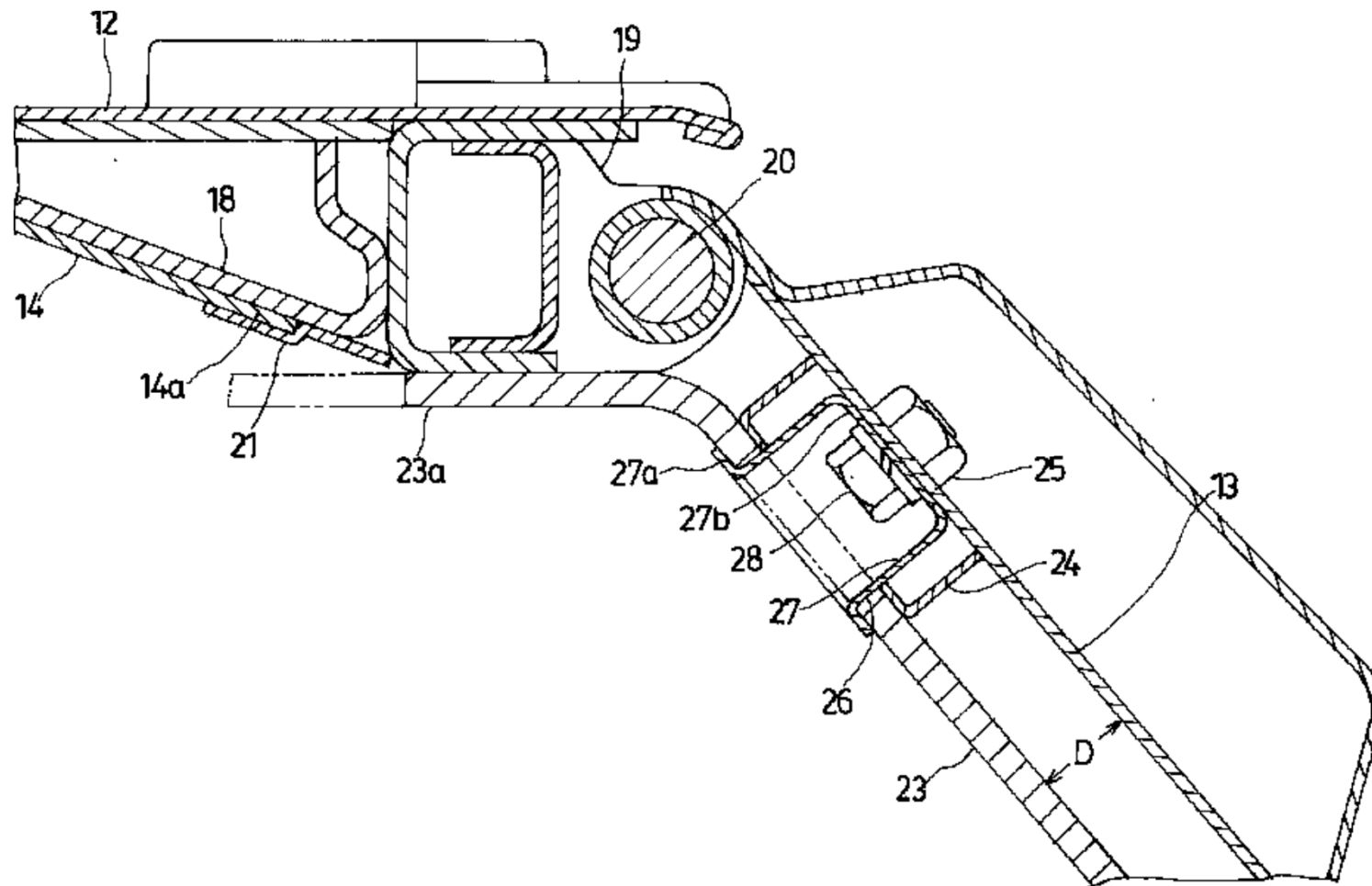
引用例1の記載

- なお、上記実施例では、土付着防止部材20は耕耘爪10の回転方向Aの後方側の一方が取付けられ、他方が自由端とされているので、耕耘爪10と主カバー12との間を主カバー12前方から後方に流れる土の流れが悪くなったり、主カバー12と土付着防止部材20との間に土が溜ったりしない。
- 尚、本考案は上記の実施例に限定されるものではなく、上記と反対方向に耕耘爪10の回転するロータリ耕耘機にも前記土付着防止部材20を設けることができ、この場合も、土付着防止部材20の取付側と自由端側との耕耘爪回転方向に対する関係は上記実施例と同様とするのが好ましい。

引用例2について(1)



引用例2について(2)



引用例2は「自重で垂れ下がる」？

引用例2の記載（【0015】）

- また、メインカバー12へ取り付けした低摩擦係数の部材14の後端部14aと、リヤカバー13に取り付けした弾性部材23の前端部23aは夫々メインカバー12の補強板18及びブラケット19に密着しており、リヤカバー13が上方へ回動したときであっても飛散した土が入り込むことがない。
- 尚、図3に示した弾性部材の前端部23aを更に前方へ延設し、前記低摩擦係数の部材14と重ね合わせた状態にしてもよい。然るときは、図1に於いてロータリ11は反時計方向へ回転するため、飛散した土の侵入がより一層防止できる。

裁判所の判断(1-1)

- 確かに、引用発明2の弾性部材23は、その進行方向後方側の位置で固定されるとともに、固定部を除いて前方側が自由な状態とされた、いわゆる片持ち梁であり、しかも、現実中存在する物体である以上、剛体(力が加わっても変形しない理想物体)ではないから、自らに作用する重力(自重)で全く変形しないなどということは、物理的にはあり得ない。
- したがって、現実中存在する片持ち梁としての弾性部材23に生じる変形という意味での自重による垂れ下がりは、被告が主張するとおり、当然に生じる事象ではある。

裁判所の判断(1-2)

- 本件発明1の「その進行方向後方側の位置で固定され、その進行方向前方側の端部から前記後方側の位置までの区間が自由な状態であり、前記端部寄りの部分が自重で垂れ下がる、弾性を有する土除け部材」における「自重で垂れ下がる」とは、
- 片持ち梁である「土除け部材」の進行方向前方側の端部寄りの部分が単なる物理現象として「自重で垂れ下がる」こと(すなわち、「土除け部材」が剛体ではないという当然のこと)を意味するのではなく、「土除け部材」が、ロータリ作業機本体の振動に伴って、その振動時の振幅が最大限発揮する程度の弾性を有することによる、技術的意義のある現象としての「自重で垂れ下がる」ことを意味すると解すべきである。

裁判所の判断(1-3)

- 被告も自認するとおり、弾性部材23の前方側の端部寄りの部分の自重による垂れ下がり量は、弾性部材23の弾性係数、長さ等に依存するから、弾性部材23の材質がゴム等の弾力に富んだものであるとしても、その前方側の端部寄りの部分が上記の技術的意義のある現象として「自重で垂れ下がる」とは限らない。
- このことは、引用例2の【0015】に、弾性部材23の前端部23aがブラケット19に密着している旨の記載があることから明らかである。
- 引用発明2においては、弾性部材23の前端部23aは、ブラケット19に密着しているのであるから、その前方側の端部寄りの部分がブラケット19の表面から離れるほど振動することは想定されていない。
- そうすると、弾性部材23の弾性係数、長さ等は、その前方側の端部寄りの部分が上記の技術的意義のある現象として「自重で垂れ下がる」ことを可能とするような値に設定されていると認めることはできない。

裁判所の判断(1-4)

- 以上のとおり、本件審決が、引用発明2について、弾性部材23の前端部23aが前方に延設されたものにおいては、その延設された(前方)端部寄りの部分は、自重で垂れ下がると判断したことは、誤りである。

裁判所の判断(2-1)

「容易の容易は、容易ならず」

- 本件審決は、仮に引用発明2の弾性部材23の前端部23aが前方に延設された(前方)端部寄りの部分が自重で垂れ下がるものでないとしても、エプロンに固定された土除け材を、その端部寄りの部分が自重で垂れ下がるような材質のものとすることは、当業者が適宜になし得る程度のことにすぎないと判断した。

裁判所の判断(2-2)

「容易の容易は、容易ならず」

- しかし、引用発明2の弾性部材23の前端部23aが前方に延設された(前方)端部寄りの部分を自重で垂れ下がるものとするを想到した上で、これを引用発明1に適用することによって、引用発明1の後部カバー13に引用発明2の弾性部材23として設けられた土付着防止部材20の進行方向前方側の端部寄りの部分を自重で垂れ下がるものとするというのは、引用発明1を基準にして、更に引用発明2から容易に想到し得た技術を適用することが容易か否かを問題にすることになる。
- このように、引用発明1に基づいて、2つの段階を経て相違点に係る本件発明1の構成に想到することは、格別な努力が必要であり、当業者にとって容易であるということとはできない。

裁判所の判断(3-1)

阻害要因の認定

- 引用発明2で、リヤカバー13を下降させた状態において、既に前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるような弾性部材23を用いた場合、
- リヤカバー13を上方へ回動させると、弾性部材23の垂れ下がりがり位置はリヤカバー下降時よりさらに下方になるため、リヤカバーの枢着部分では、メインカバーに取り付けた低摩擦係数の部材と、リヤカバーに取り付けた弾性部材との接合部にさらに隙が生じ、
- ここに土がたまりやすくなってしまう、飛散した土の侵入防止という引用発明2の上記作用効果を奏することができない。

裁判所の判断(3-2)

阻害要因の認定

- そうすると、引用発明2において、弾性部材23の前方側の端部寄りの部分を自重で垂れ下がるようにすることには、そもそも阻害要因があると認められる。
- 弾性部材23の前端部23aを更に前方に延設して低摩擦係数の部材14と重ね合わせた状態にした場合も、同様の理が妥当することから、
前端部23aを前方に延設した弾性部材23の前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるようにすることは、当業者が適宜になし得る程度のものということとはできない。

裁判所の判断(3-3)

審決における「阻害要因の認定」の考え方

- 仮に弾性部材を自重で垂れ下がるように構成する際に低摩擦係数の部材と弾性部材との接合部に間隙が生じるおそれがあれば、接合部に間隙が生じないように弾性部材の弾性係数や延設長さ等を決定することは、当業者が適宜なし得ることにすぎない。

裁判所の判断(3-4)

阻害要因の認定(審決の考え方の否定)

- 弾性部材23の前端部23aは、ブラケット19に密着することによって、リヤカバー13が上方へ回動したときでも飛散した土が入り込むことがないという作用効果を奏するものであるから、前端部23aがブラケット19に密着するのを妨げるような変更を加えることには阻害要因がある。
- そして、弾性部材23の前方側の端部寄りの部分が自重で垂れ下がるようにすることは、前端部23aをブラケット19との密着を困難にする方向に移動させることを意味するから、当業者が適宜になし得るものということとはできない。

考察

- 「自重で垂れ下がる」を限定的に解釈しているように見えるが、結論としては妥当と考える。
- リパーゼ判決に拘泥しない傾向は、今後も続くと思われる。権利範囲を狭く認定しつつも権利自体は生き残らせる、という方向性に賛同する。
- もっとも、「自重で垂れ下がる」＝「ロータリ作業機本体の振動に伴って、その振動時の振幅が最大限発揮する程度の弾性を有する」という解釈の下で、権利範囲の外延は明確か（請求項に後者の記載があった場合、許可されていたらどうか）。